

平成 25 年度 第 3 回安曇野市環境審議会 会議概要

- 1 審議会名 平成 25 年度 第 3 回 安曇野市環境審議会
- 2 日 時 平成 26 年 2 月 19 日 (水) 午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- 3 会 場 穂高総合支所 3 階 第三会議室
- 4 出席者 環境審議会委員 15 名
- 5 市側出席者 小倉市民環境部長
大向課長・塚田課長補佐・深澤係長・飯田主査(以上 市民環境部 生活環境課)
曾山課長・米倉主査(以上 農林部 農政課)
齋藤係長・三澤主査(以上 三郷総合支所 地域支援課)
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 なし 記者 なし
- 8 会議概要作成年月日 平成 26 年 2 月 20 日

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 三郷地区畜産臭気対策(中間報告)について
 - (2) 第 2 次環境行動計画(案)について
 - (3) その他
4. 閉会

【議事】

- (1) 三郷地区畜産臭気対策(中間報告)について

<事務局からの説明>

<質疑>

委 員：公害苦情処理の件数について確認したい。P4 の件数は市全体での件数なのか。それとも三郷地域だけの件数なのか。

事 務 局：三郷地域だけの件数である。

委 員：P1 の件数と微妙に異なっているのは、統計の仕方の違いなのか。

事 務 局：P1 は 4 月 1 日から 1 月 31 日までのものであり、それに対して P4 は 4 月 1 日から 3 月 31 日まで 1 年度分の件数となっている。そのため若干件数に違いが生じている。

委 員：理解した。

委 員：毎年毎年、市職員関係者の方の取り組みについてご苦労様と申し上げる。ただこの問題について何時までに何処までやってどうなるかということが見えてこない。この問題は 20 年前からのことであり、この報告書のまとめ方にも原因があるのかもしれないが、例えば平成 23 年度にこれをやったら翌年こうなった。ここまでやってこうなったというタイムスケジュール的な記載ができれば、もう少し分かり易くなるのではないかと思う。

2 点目として、先月、臭いの専門家による講演会があったが、その中で現場の調査をする

ことで、臭いに対する処方箋を作成することができるのとことなので、今までの市などの対策が妥当なのか検証したらどうか。来年度にその予定はあるのか。

最後に昨年、直近の住民が二人亡くなった。一人はこの問題に昔から関わっている方である。このことについて悪臭公害と因果関係があるのか。担当部署は近隣住民の健康被害についてどう考えているのか。

会 長：1つ目の報告書の記載の仕方について、対策ごとに24年、25年、26年にやっさと記載し、何回もその繰り返しとなっている。時系列に同じ項目で並べて一覧表にしたら分かり易くなるのではないのか。また、「原因が判明し改善された」という文章があるが、それについても、どんな原因でどの様に判明し、どの様なやり方で改善したのかを分かるように記載すればこうやって改善されてきたということがわかるようになる。現在は担当課ごとに分かれてしまっているので分かり難い内容になっている。

2つ目は今までの対策が本当に良かったのか、もう一度見直そうという意見である。これも時系列ごとに整理すれば何をやってきたのか一目瞭然になる。そういう形にして専門家に見ていただければ考え方が変わるかもしれない。

3つ目は亡くなった方の原因に臭いが関係しているかどうかということか。

委 員：臭いが全てとは言わないが、その場所に一週間でも住んでみればわかる。

会 長：了解した。

事 務 局：1つ目の報告書についてだが、当初のものを踏襲してきているため確かに見難くなっている。ご指摘のあったとおり時系列的に並べるよう変更し、今年度の最終報告にはそのような形式にして報告する。

2つ目のご意見については、資料にお示ししたとおり、平成26年度の計画には悪臭の発生源を特定するために、臭気対策アドバイザーの活用は検討することを盛り込んである。またそれを含めてということでの意見であると思われるが、平成25年度までで当面できる対策は実施できたのではないかと考えている。ただその中で専門家ではない部分もあるため、その部分は臭気対策アドバイザー制度によって補っていく。そうすることで新しい課題も見出せると考えている。またこれまでの対策は平成25年度で一つの区切りとさせていただき、その効果が出るのは3月まで施設の改修を進めているため、4月以降ということになる。その改修工事が終了し、対策が正常に動く状態を担保した上で4月以降に状況を見させていただきたい。この問題がいつ収束するかという点については、この場で回答することはできないが早期収束を目指している。

3つ目の近隣の方が亡くなったことについてだが、個人のプライバシーに関わることであり、こちらでは把握していないため回答はできない。悪臭防止法の物質濃度による規制規準があり、これはアンモニアや硫化水素、硫化メチルなどが敷地境界でどれくらいかというものであるが、畜産農家の敷地境界ではほとんどの項目が基準におさまっている。近隣宅はそこから何百メートルと離れているため悪臭物質は規制規準を下回っていると思われる。また近隣に居住しているといっても、畜産農家はその何倍の臭気の中で毎日作業に従事している。その中で特に健康被害についての話は聞いたことがないため、因果関係のあるなしについての回答はできない。

会 長：この問題については、今すぐに答えが出せるものではないため、平成26年度にどうやっ

ていくかということをお願いしたい。他に何かあるか。

委員：臭気については数字的には良くなってきているのか。苦情やモニター件数、また私が聞いている範囲でも良くなってきており、行政・畜産農家の努力は出てきている。ただ最終的にはどの辺りを目標とするのか。今後臭気指数規制を導入し、その規制基準以下になれば、それ以上の対策は行わなくなるのか。短期・長期の目標を定めなければいつまでもこの問題に対策をしていかなければならない。どこまでいったら終息宣言を出すのか基準を明確するべきである。

委員：関連して、今回の報告書について、現状と取り組みの経過、そして来年度の計画になっている。これまでの取り組みの成果があったのかどうか、そのことが読み取れない。その成果の検証をして来年度の計画を考えるべきではないのか。先ほど今年度で一つの区切りにするとお話があったので、なおさら今までの対策の成果を再確認していただき、平成 26 年度の計画を立てていただきたい。また、実施中で成果が検証できないものもあるとのことだが、今年度の終了までまだ時間があるため、正式な報告書を作成するまでに見直しをお願いする。また臭気の規制基準についてだが、単純に数値だけで判断すべきか非常に疑問に思う。騒音や振動についても同様に法律で基準があるがその観点だけで良いのか。普通の生活を行いたいという願いだと思うが数値でこれ以下だから問題がないという考え方は疑問を呈したいと思う。そのような気持ちを汲み取っていただき、今での対策の成果があったのか、なかったのか、わからないのか、それを踏まえて来年度の対策を計画するとともに出来るだけ早く終息するように対策を探り出していただきたい。

会長：では最終報告書には、今までの意見を踏まえて作成をお願いする。

委員：現在臭気の問題について、三郷地域だけが特に取り上げられているが、安曇野市全体としてはどうなのか。

事務局：他地域についても臭気の苦情は寄せられている。この三郷の畜産臭気については、他地域と比較すると非常に範囲も広く苦情件数も多いため、この環境審議会に特別に取り上げているという点をご理解をいただきたい。他地域については畜産の関係では穂高の養鶏場で問題があり、地元でその事業者も入った協議会を立ち上げ、解消に向けて取り組んでいる。他には廃棄物処理施設、焼肉などの飲食店に対する苦情もあるが、生活環境課が入り原因者に伝え、解消を図っている。

また、先ほどからの臭気の規制基準については、悪臭防止法が改正され、臭気指数による規制が一般市でも実施できるようになったため、導入に向けて検討を進めている。平成 26 年度中に環境審議会に諮り、平成 27 年度から導入する。なぜ臭気指数規制を導入するかといえば、一つの基準を作らないことには、住民、畜産農家などの事業者がどこまでが良いのか悪いのか判断基準が必要なためである。数値での基準についての意見もいただきましたが、臭気指数は人間の嗅覚に基づく基準であり、これで基準を作っていく、その基準以下のものについては、お互いの話し合いの中で解決をお願いしたいということでご理解していただきたい。

委員：臭気の規制を作るにあたり、単純に敷地境界やその付近でなく、科学的物理的にどう伝わってくるのかも考えて基準を作っていただきたい。

会 長：先日テレビの番組で、横浜の大都市近郊で養豚を行っているが臭気の問題がないと言っていた。そのため臭気を出さない方法はあるということである。その代わり初期投資はそれなりにかかると思うが、結局出てきたものをどうするかということだと思う。整理整頓するだけで臭気は大分おさまると思う。毎日清掃・整頓を行っているか、その辺について畜産農家と認識が違ったと思う。まずそれを徹底したらどれくらい臭いが減るのか。時系列ごとに整理すれば、その辺のことがわかってくると思うが、基本は整理整頓の徹底だと思う。出てきたものをどうにかしようとしているからこういった事態が起きているのではないのか。牛でも豚でも出た直後はそんなに臭気が強くないと思うので、その時点で処理できれば一番良い。そういったことも考えてほしい。ただ、そのためには莫大な費用がかかるということでは出来ないのか。では我慢できるのはどの程度なのか。こういうことかもしれないが、あくまで自らの整理整頓は徹底していただき、窓ガラスが割れた状態のままになっている、あるいはゴミが放置されている、そこに臭いがしみついてそのままになっているようではいけない。そういうことも含めて考えていただきたい。

事 務 局：先ほどの質問で臭気の測定方法をどのようにやっていくのかについての質問があったが、これについては悪臭防止法に基準がある。事業所自体から出るもの、排水から出るものあるいは煙突から出るもの、これらについては悪臭防止法やそれに伴う指針で厳格に定められており、畜産でいえば敷地境界だけでなく、風下で測定するよう定められている。またその測定方法も機械で行うのではなく、採取した空気は無臭室で国家資格を持った臭気判定士と講習を受けた資格のある臭気パネル 6 人で臭気指数を判定する。このあたりも国のマニュアルにあるとおりに行うようになるということも補足する。

委 員：周辺の道路への処理水などの流出について、平成 24 年度頃から守られていないように思われる。このことは畜産農家がやれば守られることだと思う。こういったことが守られないのは残念だと思う。

(2) 第 2 次環境行動計画(案)について

<事務局からの説明>

<質疑>

会 長：今の説明について、質問、意見はあるか。

委 員：前回薪ボイラーについて質問し、今回の説明で分かった。山で放置されている木を有効活用するのは賛成である。ただしそれにも限度があると思う。市ではこれから薪ボイラーを 3 基導入する計画があるらしいが、将来的に需要が足りなくなって松くい虫以外の木も使用していくことになると思うが、一般の薪を利用している市民と競合していくのではないのか。10 年先の薪の供給状況も考えて計画しているのかどうか確認したい。

事 務 局：現在、耕地林務課では 5 年先までは問題ないと考えている。それから先については現在の松くい虫の状況から考えれば、十分対応が出来るのではないのかと考えている。

委 員：松の木を伐採した段階で松くい虫は死んでしまうのか。どうなってしまうのか。そういった木を移動させても大丈夫なのか。

事 務 局：今の質問については、担当課に確認して報告させていただく。

委員：松くい虫が死んでいない状態で燃料として使用するために移動させた場合、移動先で松くい虫の被害が出ないか心配である。

委員：私が聞いている話では、2週間位くん蒸すると聞いているが、それも太い木だけで細い枝についてはどうか知らない。そのことについて検証はしているのか。

事務局：今の件は先ほどの件とあわせて、担当課に確認して報告させていただく。

委員：これから農家の後継者が減っていく中で、田んぼを大規模農家に預けていく方が増えていく。また圃場整備を行うのは、多分に効率よく農業を行う利点があると思う。その中で田んぼの草刈について、今まで自分で畦の草刈りをしていれば年4回ほど丁寧に刈っていたのが、大規模農家はトラクターに大きな草刈り機をつけて刈る。このことは非常に効率が良いのだが、ある程度草が伸びた状態で年に1回刈る。2回刈れば良いところであり、大きな機械で草刈りを行うためか刈り残しがある。アレチウリや他の草について圃場整備完了後ではなく、既に昨年より繁茂し始めている。一番心配しているのは、安曇野市の景観は農地が守っている面がある。農地が効率化することによって、逆に農地が荒れ、景観が壊れることである。さらにその先で郷土愛が薄れていく方向にいくことが心配である。自然環境の保全について、仕組みを今後模索していくのではなく、もう少し住民と一緒にやっていくという踏み込んだ積極的な文言があれば良いと思う。

事務局：この件については、担当課に報告させていただくという回答でお願いしたい。また基本的に圃場整備はそこにある土を使用し、新たに別の場所から土を持ってくるのではないという点をお願いしたい。

委員：実際そうではないので話をしている。一昨年河川工事を行った場所について、すでに昨年アレチウリが繁茂し始めている。出てきた直後に駆除できれば良いが、駆除できていないので発言している。

事務局：アレチウリについて、平成24年度から全市的に駆除に取り組んでいる。平成26年度より一層取り組みを広げて行きたい。そのために市民や関係機関に協力をいただきながら進めていく。また環境行動プログラムにもアレチウリ対策を取り上げ、数値目標をどう定めていくかという問題があるが、モデル地区を選定して少しでもアレチウリを減らすよう取り組んでいく。

会長：どれも大変な問題であると思うが取り組んでいってもらいたい。早急に結論を出すものでない。今考えられている対策を行ってもらい、問題が出たら対応をしていってもらいたい。

他になければ我々の意見はこう反映されたということでご理解をいただきたい。

(3) その他

事務連絡